

地域の魅力商品PR業務委託仕様書

この仕様書は、地域の魅力商品PR業務を委託するに当たり、必要な事項を定め、事業の適正な運営を図るためのものである。

1 業務名

地域の魅力商品PR業務委託

2 業務目的

尾張旭市のお土産品や旭色等の地域の魅力商品（以下、魅力商品という）を市内外へ発信するために、各種PR及び催事販売等を実施し、新たな消費やにぎわいの創出を図るものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月18日（木）まで

4 業務内容

本市の魅力発信及び魅力商品等を販売するため、以下の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、（一社）尾張旭市観光協会と協力しながら、継続的な事業効果を意識して、プロモーションを展開すること。

(1) 催事販売等の実施（2～3回程度）

受託者は、本市の観光PR、物産資源の認知度向上を図り、来訪促進に繋げるため、単独での催事販売等の企画・実施をすること。

(2) 内容

ア 名古屋市中心部、愛知県内のサービスエリア、ショッピングモール等を候補地とし、効果的にPRできる企画を提案すること。

イ 市内または市近郊にて、催事販売、キッチンカーの出店及び集客が見込めるイベント等を実施し、にぎわいの創出を図る企画を提案すること。

ウ 上記ア、イをそれぞれ1回以上実施すること。

エ イベント来場者を対象にアンケート調査を実施することとし、多くの回答が得られるよう工夫をすること。

なお、アンケートの内容は本市と協議して定めるものとする。

オ 催事販売終了後、速やかにアンケート結果を集計・分析し、市へ報告すること。

(3) 開催日

ア 令和8年8月から令和9年3月までの間に実施し、1回当たり1日以上1週間以内とする。開催時間については午前10時～午後5時を目安とする。

イ 開催日について、次の日程は設定しないこと。

(ア) 令和8年9月2日（水）から9月8日（火）まで

(イ) 令和8年10月5日（月）から11月16日（月）まで

(ウ) 令和8年12月23日（水）から令和9年1月7日（木）まで

(4) 販売商品及び出店者の調整

- ア 販売商品は、魅力商品を含めた本市に関わりのあるものとする。
- イ 催事販売、キッチンカーについては、会場出店者の募集及び出店内容の調整、保健所等への必要な手続など、円滑にイベントが開催できるよう調整すること。
- ウ 委託での販売（※）も可能とすることとし、商品の募集及び販売について、円滑にイベントが開催できるよう調整すること。

なお、委託販売に係る費用等については、市と協議して定めるものとする。

※ 当日会場でブースを設け、会場出店が難しい出店希望者から商品を預かり販売すること

(5) プロモーションの実施

- ア 受託者は、魅力商品をより多くの方に周知するため、SNSやチラシ、ポップ等のPRツールを活用して、効果的に情報発信を行うこと。
- イ その他、効果的なPRツールがあれば積極的に提案すること。

(6) リーフレットの作成

- ア 受託者は、市の魅力を発信することができるリーフレットの作成を行うこと。
- イ 受託者は、原案を制作の上、本市に提出し、必要な都度、校正を行った上で、印刷するものとする。
- ウ 3,000部以上用意し、催事販売等で配布すること。
- エ 全ての催事販売等終了後、余剰分を市へ提供すること。

5 成果品

成果品は、下記のとおりとし、詳細については協議の上、決定することとする。なお、本業務で得られた成果品の所有権、著作権、利用権等全ての権利は本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧され、複写させ、又は譲渡してはならない。

- (1) 事業報告書及び次年度に向けた課題の整理 1式
- (2) 打合せ協議簿 1式
- (3) 各種PRツール
- (4) リーフレット
- (5) 来場者アンケート
- (6) 写真記録（イベント風景等）
- (7) (1)~(6)のデータ

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の範囲において、受託者と関係事業者との間で発生したトラブル等については速やかに対応し、本市にその結果を報告すること。ただし、緊急対応が必要となる場合については、本市と対応方法等を協議すること。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を

効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定する。